

座いすの検査マニュアル

昭和59年4月25日
製品安全協会

1.(1) 認定基準

「傷害を与える……等がないこと」とは、切断部、折り曲げ部分、かしめ部分等において、面取加工等が施されていることをいう。

1.(2) 認定基準

(イ) 「組付けは確実」とは、通常の使用方法により操作したとき、著しいガタツキが無く、所定の位置にセットできることをいう。

(ロ) 「使用上支障のある変形」とは、著しい曲がり、ねじれ、傾き等をいい以下2.(1)、(2)、(3)及び(4)も同様とする。

1.(3) 認定基準

「確実に固定できる」とは、背もたれ上部中央に、5 kg程度の力を、背もたれ面の鉛直方向に加えたとき、他の段へ移動したりしないことをいう。

1.(4) 認定基準

(イ) 「固定具」とは、背もたれを使用状態に固定するものをいう。

(ロ) 「ロックの機構を有する」とは、使用中可動部が開閉し危険なすきまが生じないようフック等による防止処置が施されていることをいう。

(ハ) 「容易にはずれない」とは、ホック等で固定できる構造をいう。

(ニ) 「カバー」は、容易に破損しないものであること。

(ホ) 「危険なすき間」とは、5 mm以上13 mm未満のすき間をいう。

1.(5) 認定基準

「すわりは良好」とは、ガタツキの無いことをいう。

2.(1) 基準確認方法

(イ) 「加圧板」は、合板とし厚さ24 mm以上で幅は座面及び背もたれの幅の $\frac{1}{2}$ 以上を有し、長さは試験を行える長さとする。

(ロ) 「荷重」は、加圧板の重量を含むものとし、加圧板中央部に静かに一分間加えるものとする。

2.(2) 基準確認方法

試験は、垂直に下げた砂袋が背もたれ中央部に接する位置を角度0として行うものとする。

2.(3) 基準確認方法

荷重は静かに加えるものとし試験は左右それぞれについて行うものとする。

2.(4) 基準確認方法

(イ) 「荷重」は、静かに加えるものとし試験は左右それぞれについて行うものとする。

(ロ) 2.(3)の試験を行った後、同一条件で2.(4)の試験を行うものとする。

3.(1) 認定基準

「木質材」とは、合板等をいう。

3.(2) 基準確認方法

測定箇所は、支柱、座面及び背もたれ部の心材等それぞれの任意の3ヶ所を測定し、その同一部材の平均値により確認するものとする。

なお、電気抵抗式含水率計を用いて測定し15%を超えたときは、全乾法によって再確認すること。

4. 基準確認方法

(イ) 「材質」とは、認定基準3により確認するものとする。

(ロ) 「構造等」については付属品を取り付けた状態で認定基準1.(4)、(5)、2.(1)、(2)等で確認するものとする。

その他、想定している機能、構造及び付属品以外のものにあつては基準に準じ、製品安全協会と指定検査機関とが協議して判定するものとする。